

改正民法の 不法行為法に与える影響

2017（平成29）年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が、2020（令和2）年4月1日から施行された。同改正法は、①民法制定以来、約120年間に亘る社会経済の変化への対応を図るため、民法の内、特に債権法分野につき、実質的にルールを変更する改正部分と、②現在の裁判や取引の実務において、一般的に通用している基本的ルールを、条文上も明確にする改正部分とを含むものである。

今回の「民法の一部改正（いわゆる債権法改正）」に関しては、既に様々な刊行物が存在する。ただ今回の債権法改正については、不法行為法分野にも一定の影響を及ぼすことになるにもかかわらず、債権法改正が不法行為法に与える影響について書かれた刊行物は少ない。そこで今回の特集では、債権法改正が不法行為法の分野に与える影響について取り上げることとし、当会の法律研究部の一つである「不法行為法研究部」所属の会員の皆様に、御執筆をお願いした。

LIBRA 編集会議 臼井 一廣，酒井 昌弘

CONTENTS

I 総論	3 頁
II 法定利率・中間利息控除	4 頁
III 消滅時効	9 頁
IV 相殺	14 頁
V 連帯債務	17 頁
コラム	
・医療訴訟と消滅時効	8 頁
・自賠責保険支払基準の改正	16 頁

監修 獨協大学教授 花本 広志

I 総論

不法行為法研究部部長 安井 規雄 (34 期)



民法の債権関係の規定は、1896（明治29）年に制定されて以来120年間、実質的見直しは行われずにきた。この間、我が国は、社会面においても経済面においても高度に複雑化し多様化しており、法と実態との間に隔たり（ギャップ）が生じてきた。

そこで、民法の債権関係の規定を改正する「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が、平成29（2017）年5月26日に成立し、同年6月2日に公布、令和2（2020）年4月1日に施行された。

今回の改正は、契約債権関係を中心とする改正にとどまり、基本的には事務管理、不当利得、不法行為などの法定債権についての改正はなされなかった。

しかし、法定利率、中間利息控除、消滅時効、相殺制限の緩和などの改正は、不法行為法にも大きな影響を与える改正となっている。また、連帯債務の絶対的効力事由の削減等により、共同不法行為者間の債権債務をあえて「不真正」連帯債務とする必要が乏しくなったと指摘されている。不法行為に影響する主な改正点は、具体的には、以下のとおりである。

①不法行為の時から20年の期間を時効期間と明示

し（改正民法724条）、人の生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権の時効期間を損害および加害者を知ってから5年とした（改正民法724条の2）。

②法定利率につき変動制を採用し（改正民法404条）、当初利率は5%から3%とし、中間利息控除の規定を明文化した（改正民法417条の2）。これは逸失利益の算定などに影響を与える。

③不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺禁止を悪意による不法行為に基づく損害賠償債権と生命身体侵害による損害賠償債権に限定した（改正民法509条）。

④連帯債務の絶対的効力事由を見直し（改正民法438条ないし440条）、旧法の請求や免除、時効の絶対的効力の規定が削除され、求償権に関する規定などの見直しも行われた。

この債権法改正については、既にさまざまな刊行物があるが、今回の特集では、不法行為に基づく損害賠償実務で重要な意味をもち、実務家として必ず知っておかなければならない、①法定利率（中間利息控除を含む）、②消滅時効、③相殺及び④連帯債務について取り上げ、改正民法が不法行為法に与える影響を解説する。

来たれ！
不法行為法研究部へ

不法行為法は、医療過誤、交通事故、商取引、消費者被害、公害・環境問題、原子力災害、労働災害など多方面に広がる上、法規範の定立という点において実務が立法に先行しているとも言える分野であり、既に深く研究してきた方々のみならず、これから専門分野を開拓していこうとする方々にも必須の実務研究分野です。不法行為法研究部に入り一緒に研究しましょう。入部はいつでも大丈夫。

*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332

Ⅱ 法定利率・中間利息控除

不法行為法研究部部員 稲村 晃伸 (60 期)



1 法定利率

(1) 見直しの理由

法定利率が改正前民法下で機能するのは、①利息を生ずべき債権で利率の定めがなく、改正前民法404条が適用される場面、②遅延損害金について改正前民法419条1項が適用される場面、③判例（最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁）によって法定利率が適用される中間利息控除の場面である。改正前民法下では、この3つの場面ですべて年5%の法定利率が適用されていた。しかし、現在、年5%という法定利率と市中の金利との間には大きな乖離があることは周知のとおりである。そこで、市中の金利水準に法定利率を可及的に合致させるために、「緩やかな変動制」が採用されたと言われている。

(2) 緩やかな変動制の採用

では、改正民法の条文を確認してみよう。

(法定利率)

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年3パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令に定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合の差に相当する割合（その割合に1パーセント未満

の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項の規定する「基準割合」とは、法務省令に定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

「不法行為法に与える影響」を検討するのに必要な範囲で、緩やかな変動制のポイントのみをまとめると以下ようになる。

- ① 改正民法施行当初の法定利率は年3%でスタートする（改正民法404条2項）。
- ② その後は、3年毎に利率を見直す（改正民法404条3項）。
- ③ 過去5年の毎月の短期貸付平均利率の平均として法務大臣が告示した割合（ただし、0.1%に満たない端数は切り捨てる。）を「基準割合」とし、直近変動期の基準割合との差が1%を超えたときに初めてその差の1%未満を切り捨てて整数の単位で法定利率に反映させる（改正民法404条4項）。
なお、年6%の商事法定利率に関する商法514条は、今般の改正により削除された。

(3) 法定利率の基準時

このように法定利率は市中金利に合わせて変動するが、法定利率が変動した場合、ある債権に適用される

法定利率もあわせて変動するとすれば実務的には煩雑である。そこで、改正法は、ある元本債権に適用される法定利率を、「その利息が生じた最初の時点における法定利率」として固定し（改正民法404条1項）、その後、法定利率が変更されても、当該事案に適用される法定利率は当初のままで変更されないこととした。

(4) 遅延損害金の法定利率

法定利率が機能する第2の場面である遅延損害金の利率については、改正民法419条1項が以下のように規律している。

(金銭債務の特則)

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

遅延損害金の算定に法定利率が適用される場合は、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」の法定利率によることになる（改正民法419条1項本文）。ここで、「遅滞の責任を負った最初の時点」の意義が問題となるが、契約に基づく金銭債権については民法412条1項ないし3項が定める時点を、不法行為による損害賠償請求権については不法行為の時（損害の発生時）を意味する（最判昭和37年9月4日民集16巻9号1834頁）から、その時点の法定利率が適用されることになる。もっとも、一旦利率が定めれば、法定利率の場合（改正民法404条1項）と同様、その後に法定利率に変動があっても影響を受けることはない（改正民法419条1項本文）。

(5) 経過措置

(債権の目的に関する経過措置)

第15条 施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、従前の例による。

(債務不履行の責任等に関する経過措置)

第17条（1項・2項省略）

3 施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第419条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（4項省略）

施行日前に利息が生じた場合には、その利息を生ずべき債権に係る法定利率は旧法によるとするものである。その反対解釈として、当該債権について利息発生最初の時点が改正法施行後となるときに、その法定利率は改正民法の規律によることになる（改正民法附則15条）。

また、遅延損害金に関する改正民法附則17条3項は、附則15条1項と同趣旨の定めであり、改正民法施行日前に遅滞となっていた場合、遅延損害金についての法定利率は旧法により定まることとなる。その反対解釈として、施行日後に遅滞となった場合には、改正民法の規律によって法定利率が定まる。

(6) 民法改正が損害賠償実務に及ぼす影響

金銭債務の不履行による遅延損害金について、法定利率の改正に伴い、適用利率が変動制に変更されるが、法定利率について、3年毎に見直すとはいつても、直近の期の基準利率と当期の基準利率との差が1%を超えなければ利率変更にならない。しかし、改正民法施行直後は、改正当初の利率が改正前民法における年5%から年3%に大きく変更されるので、遅延損害金の問題となる不法行為に基づく損害賠償実務に及ぼす影響は大きく、注意が必要である。

なお、令和2年4月1日以降に遅滞に陥った債権の支払を求める訴状の「よって書き」は、「金〇〇円及び令和〇年〇月〇日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。」となるが（司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引（補訂版）・事実適示記載例集一民法（債権関係）改正に伴う補訂版』（法曹会、2020年）9頁）、令和2年3月31日以前に遅滞に陥った債権については、「金〇〇円

及び平成〇年〇月〇日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。」となる。

2 中間利息控除

(1) ルールの変更

改正前民法のもとでは、実務上、逸失利益や将来介護費（一時金方式）算定の際に中間利息控除が行われてきた。改正前民法には、中間利息控除に関する規定はなかったが、最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁が、中間利息の控除は民事法定利率である年5%の利率によらなければならないとしていた。これに対して、改正民法は以下のとおり、中間利息控除についての規定を新設した（改正民法417条の2、722条）。

（中間利息の控除）

第417条の2 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

（損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺）

第722条 第417条及び第417条の2の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。
（2項省略）

改正民法では、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率を用いることを明記した（改正民法417条の2第1項）。中間利息控除については、将来において取得すべき利益（例：逸失利益）に対する規律として検討されたが、将来負担すべき費用（例：将来介護費）についての損害賠償額を定める場

合にも中間利息控除が行われているとして、改正民法417条の2第2項が追加された。

(2) 中間利息控除の算定基準時

中間利息控除に法定利率を用いるとしても、法定利率が変動することから、いつの時点における法定利率を用いるかが問題となる。その際、その基準は、公平かつ合理的な基準を設ける観点から当事者の一方の任意の選択に委ねず、客観的で明快な基準とする必要がある。その一方で、不法行為に基づく損害賠償請求権の遅延損害金の算定が不法行為時の法定利率によること（改正民法419条1項）との整合性にも配慮する必要がある（筒井健夫＝村松秀樹編『問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）89頁）。そこで、改正法では、中間利息控除は、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率によると規定した（改正民法417条の2第1項）。

中間利息控除に関する改正民法417条の2は、不法行為に基づく損害賠償請求権の場合に準用される（改正民法722条1項）、不法行為による損害賠償請求権は、一般に、後遺障害による損害を含めて不法行為時に発生すると解されるので、この解釈に従えば、中間利息控除は不法行為時の法定利率によって計算することになる。

(3) 控除すべき利息の計算方法

中間利息控除にあたり控除すべき利息の計算にあたり、ライプニッツ方式（複利計算により中間利息を控除する方式）、ホフマン方式（単利計算により中間利息を控除する方式）、あるいはその他の方式によるかという問題があるが、法制審議事録を確認する限り、この点について特に議論がなされた形跡はなく、この点は解釈論に委ねられている。

(4) 経過措置

（債務不履行の責任等に関する経過措置）

第17条（1項省略）

2 新法第417条の2（新法第722条第1項に

において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に生じた将来において取得すべき利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権については、適用しない。

中間利息控除に関して改正民法によって新たに設けられた規律については、改正民法施行後に生じた損害賠償請求権に適用されるとする趣旨である。

(5) 残された問題—民法改正が損害賠償実務に及ぼす影響

ア 後遺障害逸失利益

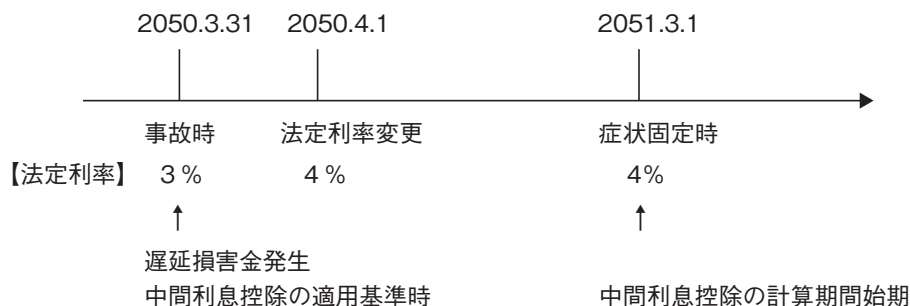
不法行為に関する実務、特に民事交通訴訟における現在の裁判実務では、後遺障害による逸失利益の損害額を算定する際に中間利息控除を用いるのが通常である。すなわち、改正前民法のもとでの後遺障害逸失利益についての損害額は、被害者の基礎収入に労働能力喪失率を乗じたうえで、原則として症状固定時を始期とする労働能力喪失期間に対応する年5%の利率によるライプニッツ係数を乗ずる方法によって算定されていた(前田芳人「民事交通訴訟における債権法改正の影響」公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定』(『赤い本』)2020年版下巻67頁)。

これに対し、改正法のもとでは、中間利息控除において用いる法定利率が変動することになるが、適用される利率は、前述のとおり、不法行為時の法定利率となる。もっとも、その趣旨は客観的で明快な基準を定める点にあり、不法行為時を基準時として中間

利息控除をすることを前提としたものではない(前田芳人・前掲68頁)。そこで、後遺障害逸失利益の中間利息控除の適用利率の基準時とは別に、中間利息控除の計算期間(労働能力喪失期間)の始期については、従前の実務の運用どおり、症状固定時とするという見解が有力である(山野目章夫「変動法定利率」金法2023号10頁(2015年)、大塚直編『民法改正と不法行為』(岩波書店、2020年)13頁[大塚直]、前田芳人・前掲68頁)。例えば、下図の例では、不法行為時(事故時)の法定利率が3%、後遺障害の症状固定時の法定利率が4%だとして、中間利息控除に用いる法定利率は、事故時の3%だが、中間利息控除をする際に問題となる労働能力喪失期間の始期は症状固定時となる。

以上が通説的な見解だが、「その損害賠償の請求権が生じた時点」(改正民法417条の2第1項)の解釈について、積極損害と消極損害で区別し、消極損害は不法行為時に確定的に発生しているので不法行為時の法定利率によるが、積極損害は、単に計算上のものとはいえず、実際に費用がかかった時点で損害が発生したと考えられるから、中間利息控除に当たっても症状固定時の法定利率によるべきだという見解もある(窪田充見「後遺障害の場合の中間利息控除」潮見佳男ほか編『Before/After 民法改正』(弘文堂、2017年)103頁)。おそらく実務は動かないだろうが、後遺障害による積極損害については、以上のような理論的な課題が残されていることに留意する必要がある。

なお、死亡逸失利益についても、不法行為時と死亡時が異なる場合に同様の問題が生じうる。



イ 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求

不法行為と比較すべき対象としてしばしば議論される安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求では、中間利息控除に用いる法定利率は事故発生時のものになるが、遅延損害金の算定に用いる法定利率は損害賠償請求時のものとなる（改正民法419条1項、412条3項）。その結果、改正民法施行前の事故について施行後請求された場合には、中間利息控除に用いる法定利率は5%、遅延利息は3%となるが、これに対しては、安全配慮義務違反で人身損害が発生した場合にはむしろ不法行為と同様に当然に遅滞に陥ると解する見解もある（能見善久＝中井康之「法定利率」道垣内弘人＝中井康之編『債権法改正と実務

上の課題』（有斐閣、2019年）23頁、27頁〔能見発言〕、大塚直編・前掲14頁〔大塚直〕）。

ウ 遅発性損害の扱い

アスベストやじん肺のように加害行為があつてから損害が発生するまで相当時間がかかる遅発性損害の場合には、じん肺に関する判例（最判平成16年4月27日民集58巻4号1032頁）等を参照して、症状の顕在化の時点で損害賠償請求権が発生すると解し、その時点を遅延利息および中間利息控除の適用法定利率の基準時と解する見解がある（大塚直編・前掲14頁〔大塚直〕、能見善久＝中井康之・前掲29頁〔能見発言〕も同旨）。

column
コラム

医療訴訟と消滅時効

不法行為法研究部部員 高梨 滋雄（60期）

消滅時効は、「権利の上に眠れる者は保護されない」等を制度趣旨とするものであるが、他方で、これが認められると真実の権利者を犠牲にして、義務者を免責させるという不道德な要素を有するものである。そのため、消滅時効を認めるかについては、事案に応じた実質的妥当性の評価が不可欠である。

改正前民法では、債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は「権利を行使することができる時」から10年間とされていた（改正前民法166条1項、167条1項）。この「権利を行使することができる時」とは、原則として、権利行使についての法律上の障害のない状態をいうと解されている（最二小判昭和49.12.20民集28巻10号2072頁、判タ318号226頁）。

ただ、この消滅時効を認めることの実質的妥当性の観点から、権利によっては「権利を行使することができる時」とは「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけでなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実期待できるものであることを必要とする」とされている（供託物取戻請求権につき最大判昭和45.7.15民集24巻7号771頁、死亡保険金請求権につき最一小判平成15.12.11民集57巻11号2196頁、判タ1143号253頁）。そして、診療契約の債務不履行に

基づく損害賠償請求権については、医療の素人である患者にとって、診療契約につき医師または医療機関の債務不履行があったのか、また、その債務不履行により損害が生じているか否かを判断することが容易ではないことから、患者が診療行為により受けた身体的被害の具体的な内容を知って、診療契約の債務不履行があったことを認識できるようになったときに「権利の性質上、その権利行使が現実期待できる」とする裁判例もある（福岡地裁小倉支判昭和58.3.29・判時1091号126頁、神戸地裁尼崎支判平成4.11.26・判時1479号73頁）。

医療事件では、同一の事実関係から、診療契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権が重畳的に発生するが、本文で述べたとおり、改正民法の下では、いずれの権利もその時効期間については、「権利を行使することができることを知った時」、「損害及び加害者を知った時」という主観的な起算点から5年間、「権利を行使することができる時」という客観的な起算点から20年間になる（改正民法166条1項1号、167条、724条2号、724条の2）。しかし、これらの起算点の解釈については、改正前民法におけるのと同様の実質的妥当性の観点からの評価が不可欠といえる*1。

*1：内田貴『改正民法のはなし』（民事法務協会、2020）17頁。改正民法の下でも主観的な起算点を柔軟に解釈することによって不都合を回避する必要があると指摘されており、「安全配慮義務に関するリーディングケースとされる最判昭和58年5月27日民集37巻4号477頁は、本来、そのような対応がなされるべき事件であったと思います」との意見が述べられている。

Ⅲ 消滅時効

不法行為法研究部部員 高梨 滋雄 (60 期)



1 時効期間についての改正の内容と趣旨

(1) 債権一般についての消滅時効期間の改正

(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。

3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

第167条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

債権の消滅時効については、短期消滅時効の特例(改正前民法170条～174条)が廃止された。これは、

現代社会では、取引が極めて複雑、多様化していることから、特例の適用を受ける債権といえるかどうかの判断が難しいとの問題が生じていた等の理由による*1。

この短期消滅時効の特例が廃止との関係で、原則的な時効期間を10年間から短縮する必要が生じた。短縮しないと全ての取引において領収証などの弁済の証拠を10年間保存しなければならないからである。

ただ、他方で短縮すると、例えば、不当利得に基づく債権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権など、権利行使が可能であることを容易に知ることができない債権については、債権者が大きな不利益を被る可能性がある。

そこで、従来の「権利を行使することができる時から10年間」という客観的な起算点からの時効期間に加えて、「権利を行使することができることを知った時から5年間」と主観的な起算点からの時効期間を設けて、このいずれかの時効期間が経過したときに債権が消滅することとされた(改正民法166条1項)*2。

この「権利を行使することができることを知った時」とは、債権者が権利を行使することを知ったのであれば、債権者がその権利を実際に行使すべきことを期待できるので時効の起算点とされている趣旨であることから、権利行使を期待されてもやむを得ない程度に債権者が権利の発生原因を認識することが必要であると理解されている。これによって、権利を行使することができることを知るのが容易な債権については、5年間で時効により消滅することになる*3。

*1：筒井健夫・村松秀樹『一問一答 民法(債権関係)改正』(商事法務、2018) 53頁

*2：筒井＝村松・前掲51頁

*3：筒井＝村松・前掲57頁

そして、「権利を行使することができる時から十年間」という客観的な起算点からの時効期間については、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、「権利を行使することができる時」から20年間に延長する規定が新設された（改正民法167条）。

これは、人の生命・身体への侵害による損害賠償債権は要保護性が高く、権利行使の機会を確保する必要性が高いこと、また、生命、身体に深刻な被害が生じた後、債権者は、通常的生活を送ることを困難な状況に陥るなど、時効完成の阻止に向けた措置を速やかにとることを期待できないことが少なくないことが理由である*4。

(2) 不法行為による損害賠償請求権についての消滅時効の改正

（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第724条の2 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1号の規定の適用については、同条第1号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。

不法行為による損害賠償請求権の「損害及び加害者を知った時から3年」の主観的な起算点からの時効期間については、原則として変更されていない（改正民法724条1号）。これは、不法行為に基づく法律関係が、通常、未知の当事者間に予期しない偶然の事

故に基づいて発生するものであり、加害者は、きわめて不安定な地位におかれることから、被害者において損害及び加害者を知りながら相当の期間内に権利行使に出ないときは、権利の消滅を認めることに合理性があるからとされている*5。

ただし、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、「損害及び加害者を知った時」から5年に延長する規定が設けられることになった（改正民法724条の2）。

これは前述した改正民法167条の改正と同様の理由に基づく*6。

そして、除斥期間は廃止された。これは除斥期間では、消滅時効期間のような障害事由が認められていないため、長期間にわたって加害者に対する損害賠償請求をしなかったことがやむを得ないと考えられる事案においても、被害者の救済を図ることができないおそれがあることを指摘されていたからである。「不法行為の時から20年」については、客観的な起算点からの時効期間とされることになった（改正民法724条第2号）*7。

人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、同一の事実関係で、債務不履行を原因とするものと、不法行為を原因とするものが重疊的に発生することがある。例えば、雇用関係の安全配慮義務違反では、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権が、雇用契約に基づくものと、不法行為に基づくものが重疊的に生じる。

上述した改正により新法では、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権については、同一の事実関係で、債務不履行を原因とするものと、不法行為を原因とするものが重疊的に発生しても、その時効期間については、主観的な起算点から5年間、客観的な起算点から20年間になるとされている。これは実質的に同じ損害賠償債権であるのに法的構成の如何によって時効期間が異なるのは不合理だからである*8。

*4：筒井＝村松・前掲61頁

*5：潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017）48頁

*6：筒井＝村松・前掲61頁

*7：筒井＝村松・前掲63頁

*8：内田貴『改正民法のはなし』（民事法務協会、2020）16～17頁

改正民法における消滅時効期間

	原則	生命・身体への侵害
債務不履行	権利行使できることを知った時から5年 (166条1項1号)	
	権利行使できる時から10年 (166条1項2号)	権利行使できる時から20年 (167条)
不法行為	損害及び加害者を知った時から3年 (724条1号)	損害及び加害者を知った時から5年 (724条の2)
	不法行為の時から20年 (724条2号)	不法行為の時から20年 (724条2号)

改正民法における消滅時効期間は、上記の表のとおりになる。

2 時効期間についての経過措置

(時効に関する経過措置)

第10条 施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第145条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 新法第151条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（新法第151条第4項に規定する電磁的記録をいう。附則第33条第2項において同じ。）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

(不法行為等に関する経過措置)

第35条 旧法第724条後段（旧法第934条第3項（旧法第936条第3項、第947条第3項、第950条第2項及び第957条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 新法第724条の2の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第724条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

債権の消滅時効の期間に関する経過措置として、「施行日前に債権が生じた場合」（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む）におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例によるとされている（改正民法附則10条1項、4項）。

これに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権のうち生命・身体を侵害する不法行為による損害賠償請求権については、施行日の時点で時効が完成していなかった場合、724条の2が適用され、その損害賠償請求権の短期の消滅時効期間は5年となる（改正民法附則35条2項）。また、改正後の724条後段について、施行日の時点で長期の20年の消滅時効期間が経過していない場合には、改正民法が適用される（改正民法附則35条1項）。

このように、不法行為に基づく損害賠償請求権については、不法行為の被害者保護を優先する観点から、債権一般よりも改正民法の適用範囲を拡張し、施行日前に発生したものについても改正民法が適用される余地が認められている。

3 時効期間の改正の損害賠償実務への影響

改正により人の生命・身体への侵害による損害賠償債権と、物の侵害による損害賠償請求権では時効期間が異なることになった。改正前民法のもとでも、一つの交通事故で身体への侵害による損害賠償請求権と、物の侵害による損害賠償請求権が生じたが、起算点の相違により物の侵害による損害賠償請求権についてのみ時効による消滅が認められること〔東京地判平成30年6月13日（自保ジャーナル2029号37頁）〕があるので、改正民法下では、そのような交通事故での時効管理に、より注意が必要になる。

また、前述のとおり、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権は、同一の事実関係で、債務不履行を原因とするものと、不法行為を原因とするものが重畳的に発生することがある。旧法の下では、不法行為に基づく損害賠償請求権が時効で消滅していても、債務不履行に基づく損害賠償請求権は時効で消滅していないということがあったが、新法の下では、いずれも同じ期間で時効により消滅すると考えられているので、やはり時効管理により注意が必要になる。

4 時効障害についての改正の内容と趣旨

(1) 時効障害事由を「時効の完成猶予」と「時効の更新」に整理

時効障害事由については、従来の「中断」と「停止」を改め、効果の面から「時効の完成猶予」と「時効の更新」に整理された（改正民法147条～154条、158条～161条）*9。

「時効の完成猶予」とは、猶予事由が発生しても時効期間の進行自体は止まらないが、本来の時効期間の満了時期を過ぎても、所定の時期を経過するまでは時効が完成しないという効果を生じさせるものである。

「時効の更新」は、更新事由の発生によって進行していた時効期間の経過が無意味なものになり、新たにゼロから進行を始めるという効果を生じさせるものである。

(2) 完成猶予事由としての協議を行う旨の書面による合意

（協議を行う旨の合意による時効の完成猶予）

第151条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- 一 その合意があった時から1年を経過した時
- 二 その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限る。）を定めるときは、その期間を経過した時

三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時

2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。

3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

*9：筒井＝村松・前掲45頁

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第1項第3号の通知について準用する。

今回の改正で新設された時効の完成猶予事由で、特に重要なものとして、協議を行う旨の書面による合意（改正民法151条）がある。

権利についての協議を行う旨の合意が書面でなされたときは、その合意があった時から1年を経過した時（改正民法151条1項1号）、その合意において当事者が協議を行うと定めた1年未満の期間を経過した時（改正民法同項2号）、当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6カ月を経過した時（改正民法同項3号）のいずれか早い時期までは時効は完成しない。

これは旧法の下では、当事者の協議中でも、時効の完成が近くなると調停申立てなどの法的措置をとらざるを得なくなり、このことが当事者間での自発的で柔軟な紛争解決の妨げになっていると考えられたからである*10。

協議を行う旨の合意は、更新の措置をとるまでの暫定的なものである点は催告と共通なので、催告によって時効の完成が猶予されている間に合意がなされても、完成猶予の効果は生じない（改正民法151条3項前段）。また、合意によって時効の完成が猶予されている間に、再度、書面で協議を行う旨の合意がされれば、その時点から時効の完成がさらに猶予されるが（改正民法151条2項本文）、その期間は本来の時効が完成すべき時から通算して5年を超えることはできない（改正民法同項ただし書）。

5 時効障害についての経過規定

（時効に関する経過措置）

第10条（1項省略）

2 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 新法第151条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（新法第151条第4項に規定する電磁的記録をいう。附則第33条第2項において同じ。）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

（4項省略）

改正民法附則10条2項は、旧法下の時効障害事由（改正前民法147条、158条～161条）が生じた場合の効力について、なお従前の例によると規定している。したがって、旧法下の時効障害事由が生じたのが令和2年4月1日より前であれば、旧法が適用されることになる。

これに対し、新たに創設された協議を行う旨の合意による時効の完成猶予（改正民法151条）については、施行日前にこのような合意が書面でなされた場合でも、改正民法151条は適用されない（改正民法附則10条3項）。

6 改正の損害賠償実務への影響

交通事故損害賠償実務との関係では、従来、権利の存否をめぐる紛争が長引いた場合、加害者側の保険会社が債務の承認を行うということもあったが、今後は、債務の承認とともに、協議による旨の書面による合意も積極的に活用されるものと思われる。

* 10：筒井＝村松・前掲49頁

Ⅳ 相殺

不法行為法研究部部員 延時 潤一 (67 期)



今般改正された民法の相殺規定では、不法行為債権を受働債権とする相殺が一部可能となった。この点は実務上も影響がでるため、本稿でとりあげる。

1 不法行為債権を受働債権とする相殺禁止に関する改正の趣旨

(不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第509条 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。

- 一 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務
- 二 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（前号に掲げるものを除く。）

上記のとおり、改正前民法509条では、不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺は一律に禁止されていた。その趣旨は、①不法行為の被害者に現実の給付を受けさせることにより被害者の保護を図るとともに、②債権者による不法行為の誘発を防ぐ点にあるとされている*1。

もっとも、この趣旨からは、改正前民法が相殺を一律禁止しているのは禁止の範囲が広すぎるという意見があった。たとえば①については、不法行為債権が交通事故による物的損害の賠償請求権のみであった場合、現実給付を受けさせるほど被害者の要保護

性が高いといえるのか、また、これが車両同士の事故で双方に過失があった場合にも相互に相殺が許されないことになるが、このような場合にも一方当事者に、他方当事者が無資力であるリスクを負担させられるほど非難可能性があるといえるのかなどという批判があった。

②についても、積極的に損害を与える意図で行われた不法行為の場合だけを禁止し、たとえば過失による不法行為に基づく損害賠償請求権について相殺を許しても不法行為を誘発することにはならないのではないかという意見等があった。

他方、人の生命・身体の侵害は不法行為以外の原因によっても起こり得るため、他の場合についても相殺が禁止されないと509条の趣旨が没却されてしまうことも指摘されていた*2。

そこで、改正民法509条は、①悪意による不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺と、②人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権を受働債権とする相殺を禁止することにした。

なお、仮に本条により相殺が禁止される債権であっても、それが他人から譲り受けた債権である場合には、現実的給付を受けさせる必要がないことから、本条ただし書きにより相殺は許される。

2 「悪意」の意義

すでに述べた相殺禁止の趣旨からすれば、損害を加える意図で行った不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺を禁止すれば足りることになる。そこで、改正民法509条1号にいう「悪意」は、

*1：②については、たとえば金銭債権の債権者が、債権を取り立てようとしたが、債務者が無資力であった場合に、腹いせに債務者に暴行し、発生した慰謝料請求権等と金銭債権を相殺するような場合等が想定されている。

*2：「法制審議会民法（債権関係）部会資料69B」1頁

破産法253条1項2号の非免責債権で用いられている「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」という表現を借用し、そこでの通説である害意説を採用したといわれている。すなわち、ここにいう「悪意」とは、故意では足りず、積極的意欲まで必要であるとされている*3。

3 生命・身体に対する損害賠償債務の相殺禁止

改正前民法では、不法行為に基づく損害賠償債権を受働債権とする相殺のみが禁止されていたが、民法509条の趣旨は、不法行為に基づく生命・身体に対する損害賠償のみではなく、広く生命・身体を侵害された場合にも妥当する。すでに「不法行為による損害賠償請求権につき現実の満足を得させることを目的とする相殺禁止の趣旨は債務不履行による損害賠償請求権についても妥当すると解するのを相当とし、そうとすれば不法行為の場合に準じて本件損害賠償請求権を受働債権とする相殺は許されないと解せられる」とした裁判例が存在する（東京地判昭和39年9月17日判時398号36頁）。

そこで、改正民法509条2号では、「人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（前号に掲げるものを除く。）」と規定し、不法行為に限らずに、生命・身体に対する損害賠償債権との相殺禁止を明確化した*4。

4 交叉的不法行為と509条

民法改正前の判例は、自働債権と受働債権が同一事実（例えば自動車同士の衝突事故）から生じ

た損害賠償請求権であっても（いわゆる交叉的不法行為の事例）、相殺は許されないと判示していた（最判昭和32年4月30日民集11巻4号646頁）。しかし、学説の多くは、交叉的不法行為の場合には不法行為の誘発という憂慮すべき事態が生じるおそれが少ないことを理由に、判例に反対してきた。この点、物損事故については、改正民法により、「悪意」で行われたものでない限り相殺が認められることになった。

そこで人身損害が生じたような交叉的不法行為のような場合にも509条の相殺禁止が妥当するかが改正の議論の過程で問題となった。議論の中で、「受働債権の性質のみならず自働債権の性質も考慮に入れながら、相殺の可否を判断していく枠組みを構築する」可能性も検討されたが、この点に関する明文化は見送られ、結局、解釈に委ねられることになった*5。有力な見解は、交叉的不法行為の事案が自動車の衝突事故の場合である点に着目し、責任保険制度が普及している昨今では、相殺により双方の受ける損害賠償額を減額するよりも、各自の損害額を相手方の損害保険会社から全額の弁済を受けるほうが被害者の救済に資するとして、責任保険の妥当する交叉的不法行為の領域に限定して509条の適用を認めるべきであると主張している*6。

5 経過規定

（相殺に関する経過措置）

第26条 施行日前にされた旧法第505条第2項に規定する意思表示については、なお従前の例による。

*3：潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』197頁（金融財政事情研究会、2017）。なお、「第192回国会衆議院法務委員会会議録第16号平成28年12月13日」で小川政府参考人は「『悪意』とは、積極的に他人を害する意思を持って行うことを意味するものとございます」と述べている。

*4：「法制審議会民法（債権関係）部会資料80-3」29頁では、中間試案を経て、「債務者が債権者に対してした人の生命又は身体の侵害に基づく損害賠償請求権（(1)に該当するものを除く。）」という案であったが、その後の部会において「債務者が債権者に対してした侵害」という文言では包摂しきれない場合があるのではないかと指摘を受け、現在の規定になった（「法制審議会民法（債権関係）部会第92回会議事録」55頁）。

*5：「法制審議会民法（債権関係）部会第79回会議事録」39頁、40頁、潮見・前掲注(3) 197頁

*6：潮見佳男「新債権総論Ⅱ」293頁（信山社、2017）

- 2 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権を受働債権とする相殺については、新法第509条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を自働債権とする相殺（差押えを受けた債権を受働債権とするものに限る。）については、新法第511条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に相殺の意思表示がされた場合におけるその相殺の充当については、新法第512条及び第512条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正民法附則26条2項は、「施行日前に債権が生じた場合」におけるその債権を受働債権とする相殺については、なお従前の例によると規定している。したがって、施行日前に生じた債権を受働債権とする相殺については、改正民法509条は適用されない結果、改正民法509条で相殺可能なケースであっても相殺することはできないことに留意されたい。

6 改正の損害賠償実務への影響

相殺が問題となることが多い物損事故においては、不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権として相殺することが可能となった。従前、物損事故において各当事者が互いに不法行為に基づく損害賠償請求権を有する事案では、交渉の結果、①互いの賠償額を各当事者に対し支払う合意をするほかに、②互いの不法行為に基づく損害賠償請求権で相殺することを合意する相殺契約による処理をすることがあった。改正民法が適用される場合には、これに加えて、③一方当事者の相殺の意思表示により、相殺された後の賠償額を支払うという運用が加わることになる。

また、交叉的不法行為に関する相殺の可否については本改正により明示はされなかった。しかし、改正民法509条が相殺禁止の趣旨をより具体化し制限したものであるとすると、相殺禁止についても、当該事例における具体的な状況を踏まえた判断をする裁判例が今後現れることが考えられる。この点に関しては、改正の過程でも解釈問題に委ねられるとされており、裁判例の集積が待たれる。

column
コラム

自賠責保険支払基準の改正

不法行為法研究部事務局長 伊豆 隆義（40期）



交通事故訴訟（人身事故）の被害者から受任する場合、自賠責保険への被害者請求等を訴訟前に行うことが多い。自賠責保険金は、自賠法第16条の3第1項の規定により、支払基準が定められている（金融庁・国土交通省告示1号）。今般、民法改正による法定利率の変更の他、平均余命年数や物価水準等の変動を反映して、支払基準が変更された。具体的には、

- ① 傷害による損害の保険金増額（入院中の看護料、自宅・通院看護料、休業損害、慰謝料の増額）

- ② 後遺障害保険金額増額（第14級を除く）
- ③ 死亡による損害保険金増額
- ④ ライブニッツ係数表の改正

である。この基準は2020（令和2）年4月1日以降に発生する事故に適用される。

被害者の過失が大きい場合や後遺障害認定をもらいたいとき等、まず自賠責保険への請求をすることが被害者救済に資することが多いので、基準変更を踏まえての検討いただきたい。

（『赤い本』2020年版上巻435～444頁参照のこと）

V 連帯債務

不法行為法研究部部員 志賀 晃 (59 期)

(連帯債務者に対する履行の請求)

第436条 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

(連帯債務者の一人についての法律行為の無効等)

第437条 連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。

(連帯債務者の一人との間の更改)

第438条 連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

(連帯債務者の一人による相殺等)

第439条 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(連帯債務者の一人との間の混同)

第440条 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。

(相対的効力の原則)

第441条 第438条、第439条第1項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

1 連帯債務

(1) 連帯債務についての改正点

改正民法では、連帯債務について、①連帯債務・不可分債務の区別の整理、②絶対的効力事由の削減、③求償権に関する見直し、④連帯の免除に関する規定の廃止を行っている。

ここでは、紙幅の都合から、主に、②絶対的効力事由の削減について取り上げる（他の改正点については、筒井＝村松・前掲122頁以下等を参照されたい）。

なお、連帯債務の経過措置については、施行日（2020（令和2）年4月1日）よりも前に生じた連帯債務（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む）には改正前民法が適用されるものとされている（改正民法附則20条2項）。

(2) 絶対的効力事由の削減

改正前の民法では、債務者の一人に生じた事由は他の債務者に影響を及ぼさないという相対的効力の原則（改正前民法440条）を採用する反面、絶対的効力事由（債務者の一人について生じた事由が他の債務者にも影響するもの）が多く存在した。この絶対

的効力事由は、履行の請求を除くと、債権者にとって不利な効果を生じるものであった。

これに対し、改正民法では、相対的効力の原則（441条）を維持した上で、さらに、絶対的効力事由を削減している。そのため、債権者にとってみれば、改正民法下の連帯債務についての規律は、改正前民法下の連帯債務に対するそれよりも、基本的には有利であると評価しうる。ただ、時効の管理という点から見れば、履行の請求が絶対的効力事由から除外されたことには注意が必要である。

絶対的効力事由

	改正前	改正後
弁済、代物弁済、供託、弁済の提供、受領遅滞	明文なし	明文なし (改正民法下でも絶対的効力事由)
履行の請求	434条	削除
更改	435条	438条
相殺	436条1項	439条1項
	436条2項 (相殺援用)	439条2項 (履行拒絶)
免除	437条	削除
混同	438条	440条
時効の完成	439条	削除

なお、441条ただし書は、債権者その他の連帯債務者の一人が別段の意思表示をしたときは、他の連帯債務者に対する効力も、その意思に従うものとしている。

2 不真正連帯債務

(1) 改正前民法下における不真正連帯債務

改正前の民法の下では、連帯債務であっても、当事者の意思表示ではなく、法令の規定によって成立し、債務者間に密接な関係がないものは不真正連帯債務と呼ばれていた（筒井＝村松・前掲119頁）。

判例においてもこの不真正連帯債務という概念は承認されており、その特徴としては債権を満足させる事由以外は絶対的効力を生じないというものがある。また、求償については、判例は不真正連帯債務であ

っても求償関係は認められるものとしている（なお、この不真正連帯債務に関する近時の最高裁判例としては、いわゆる逆求償を認めた最判令和2年2月28日（裁判所時報1742号7頁、労働判例ジャーナル97巻2号、裁判所ウェブサイト）がある（なお、この判例についての本稿執筆時点における解説、評釈については、舟橋伸行（最高裁判所調査官）『被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した場合における被用者の使用者に対する求償の可否（いわゆる逆求償の可否）』（法律のひろば2020年7月号68頁）、佐藤康紀（名古屋大学准教授）『使用者責任における被用者の使用者に対する求償の可否』（新・判例解説Watch 民法（財産法）No.195）がある）。

(2) 改正民法が不真正連帯債務に与える影響

上記のとおり、改正前民法下では多くの絶対的効力事由が存在した。その結果、連帯債務は債権者にとって必ずしも有利ではなかったため、不真正連帯債務という概念が産み出された。

これに対し、改正民法下では、絶対的効力事由が削減された結果、不真正連帯債務についても、基本的には、改正後の連帯債務規定を適用しても差し支えないといった指摘が目立つ（筒井＝村松・前掲119頁等）。

ただ、前田芳人・前掲73頁では、

- ①共同不法行為事案における“弁済等により連帯債務者は、自己の負担部分を超えて共同の免責を得た場合に、その超える部分について、他の連帯債務者に求償をすることができる”との判例（最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁、最判平成3年10月25日民集45巻7号1173頁）、
 - ②運行供用者責任に関し“運行供用者の死亡により被害者がその債務を相続して混同が生じたという事案において、不真正連帯債務には混同の絶対効を定めた民法438条の適用はない”との判例（最判昭和48年1月30日集民108号119頁）
- について、解釈上、改正民法の規定を適用しないものとして扱う余地もある旨示唆されている。